

2 日 獣 発 第 52 号

令 和 2 年 6 月 12 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

## 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について

令和2年度の狂犬病予防注射については、新型コロナウイルス感染症の影響により、大半の地域で定期集合注射の実施時期が未定となるなど、犬の所有者が予防注射を受けさせることが困難な状況が続いています。本会は令和2年6月4日付け要請書「令和2年度狂犬病予防注射の円滑な実施について」(2日獣発第29号)により、厚生労働省健康局長あてに狂犬病予防法施行規則の早期改正により7月以降の予防注射の実施を可能とする措置をとるとともに、注射を受けさせることは犬の所有者等の義務であることの周知徹底を求めてきたところです。

このことについて、令和2年6月11日付け健感発0611第2号により、厚生労働省健康局結核感染症課長から、同日付けで狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第121号)が公布され、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部(局)長あてに通知した旨別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

このたびの省令改正の概要は、令和2年12月31日までの間、新型コロナウイルス感染症の発生またはまん延の影響によるやむを得ない事情により、4月1日から6月

30日までの間に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に注射を受けさせたものとみなすこととしたとするものです。

また、通知においては、①本改正は、狂犬病の予防注射の接種時期に係る規定について、今般の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえて緩和する特例措置を設けたものであり、当該予防注射の接種自体を不要とするものではないこと。及び②犬の所有者等に対しては、やむを得ない事情が消滅した後は、速やかに犬に狂犬病の予防注射を受けさせるよう指導すること。の2点が留意事項として明記されています。

地方獣医師会におかれましては、都道府県及び市区町村と連携の上、犬の所有者等が、その犬に対して速やかに予防注射を受けさせることができるよう、積極的な対応を継続されますようお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人日本獣医師会

事業・動物福祉愛護担当：松岡

TEL 03-3475-1601